

第一百四十五条の十二中「第一百四十五条の十二」を「第一百四十五条の四」に改め、第三編第三章第三節中同条を第一百四十五条の五とする。

第一百四十六条第一項中「特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を削る。

第一百四十七条中「第一百三十四条（）」を「及び第一百三十四条（）」に改め、「第一百三十四条の三（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）及び第一百三十四条の四（特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）」及び「外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税」を削る。

第一百四十八条に次の二項を加える。

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が二以上ある場合は、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び

納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。」とする。

第一百四十八条の二を削る。

第一百四十九条に次の二項を加える。

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「該当する普通法人」とあるのは「該当する普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項において同じ。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

第一百四十九条の次に次の二項を加える。

（受託者の変更の届出）

第一百四十九条の二 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合には、その就任した受託者（当該

法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（次項及び第三項において「主宰受託者」という。）とする。（は、その就任の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその就任の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その就任した受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所  
所若しくは居所

二　その法人課税信託の名称

三　その就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

四　その就任の日

五　その就任の理由

2　法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者（その引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あつた場合には、その主宰受託者）は、その引継ぎをした日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその終了の

事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 その引継ぎをした受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所

- 二 その法人課稅信託の名称

- 三 その信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名

- 四 その信託事務の引継ぎをした日

- 五 その終了の理由

<sup>3</sup> 一の法人課稅信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それぞれ、その変更の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその変更の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 その納稅地

- 二 その法人課稅信託の名称

三 その変更後又は変更前の主宰受託者の名称又は氏名

#### 四 その変更の日

#### 五 その変更の理由

第一百五十一条第一項中「第四項」を「第五項」に、「第二号及び次項」を「以下この条」に改め、「定める者」の下に「（当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人が法人税申告書等を提出する場合において、当該受託法人が同条第三号の規定により会社とみなされる個人であるときは、第一項の規定によりその法人税申告書等に自署し、自己の印を押すべき者は、当該個人とする。

第一百五十二条を次のように改める。

（受託者の連帯納付の責任）

第一百五十二条 第四条の八第二項（受託者が二以上ある法人課税信託に係る納税義務）の規定により同項

の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）が納めるものとされる法人税については、当該法人課税信託の主宰受託者以外の受託者は、その法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

2 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第百五十二条第一項（受託者の連帯納付の責任）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第一項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該法人税の納税地」とする。

第一百五十九条第一項中「、第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）（第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第八百二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）（第一百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用

する場合を含む。）又は第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）（第一百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）」を削り、「第一百四十五条の十二」を「第一百四十五条の五」に、「第八十二条の十五第三項（特定信託に対する準用）」を削り、「第一百四十五条第一項又は第一百四十五条の八」を「又は第一百四十五条第一項」に、「管理人を含む。以下この編」を「管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）まで」に改め、「第一百六十四条第一項」の下に「（両罰規定）」を加える。

第一百六十条中「、第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）（第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「第一百四十五条の十二」を「第一百四十五条の五」に改める。

第一百六十一条中「第三項」を「第四項」に、「同項及び同条第二項」を「同項並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第一百六十二条第一号中「第一百四十五条の十二」を「第一百四十五条の五」に改める。

第一百六十四条第一項中「代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。）」を加える。

附則第十九条の次に次の二条を加える。

（公益信託の特例）

第十九条の二 公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託（第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第一条第二十九号の二口（定義）に掲げる信託に該当しないものとする。

附則第二十条第二項中「第一百四十五条の十」を「第一百四十五条の三」に改める。

別表第二第一号の表中

|  |                   |
|--|-------------------|
| 学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。） | 私立学校法（昭和二十四年法律第二百 |
|--|-------------------|

資金業協会

資金業法（昭和五十八年法律第三十

七十号）

を

学校法人（私立学校法第六十四条第

四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）

二号）

百七十号）

に改め、証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金

金融商品取引法

別表第二第一号の表日本弁理士会の項の次に次のように加える。

日本水先人会連合会

水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）

認可金融商品取引業協会

金融商品取引法

別表第二第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔第一章 総則〕

第二節 通則（第一条—第二条の二）

目次中「第一章 総則（第一条—第十条）」を

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した

第三節 信託に関する特例（第九条の二—第九条の

第四節 財産の所在（第十条）

ものとみなす場合（第三条—第九条）に改める。

(六)

第一条の前に次の節名を付する。

## 第一節 通則

第二条の二の後に次の節名を付する。

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合

第四条の前の見出し及び同条を削り、第三条の二を第四条とする。

第五条の前に見出しとして「（贈与により取得したものとみなす場合）」を付する。

第七条の前に見出しとして「（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）」を付する。

第九条中「第四条」を「第五条」に改め、「まで」の下に「及び次節」を加え、同条の後に次の二節及び節名を加える。

## 第三節 信託に関する特例

（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

第九条の二 信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権

利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。) となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至つた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

3 受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因

して当該利益を受けた場合には、（遺贈）により取得したものとみなす。

4 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、（遺贈）により取得したものとみなす。）

5 第一項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

6 第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみ

なして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

（受益者連続型信託の特例）

第九条の三 受益者連続型信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第九十一条（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）に規定する信託、同法第八十九条第一項（受益者指定権等）に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関する権利を受益者（受益者が存しない場合にあつては、前条第五項に規定する特定委託者）が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利（異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利（当該権利のいずれかに収益に関する権利が含まれるものに限る。）をそれぞれ有している場合に

あつては、収益に関する権利が含まれるものに限る。）で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人（代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第六十四条までにおいて同じ。）である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

（受益者等が存しない信託等の特例）

第九条の四 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者（以下この条及び次条において「親族」という。）であるとき（当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生ずる場合にあつては、遺贈）により取得したものとみなす。

- 2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなつた場合（以下この項において「受益者等が不存在となつた場合」という。）において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき（当該次に受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該受益者等が不存在となつた場合に該当することとなつた時ににおいて、当該信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該信託に関する権利を贈与（当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなつた場合にあつては、遺贈）により取得したものとみなす。
- 3 前二項の規定の適用がある場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、当該受託者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。
- 4 前三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項又は第二項の受託者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受託者に課されるべき法人税その

他の税の額に相当する額を控除する。

第九条の五 受益者等が存しない信託について、当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において「契約締結時等」という。）において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

（政令への委任）

第九条の六 受益者等の有する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における第九条の二第一項の規定の適用、同条第五項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するか否かの判定その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四節 財産の所在

第十条の見出しを削り、同条第一項第五号中「保険の」を「保険（共済を含む。）の」に、「保険会社」を「保険会社等（保険業又は共済事業を行う者をいう。第五十九条第一項において同じ。）」に改

め、「事務所」の下に「(この法律の施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、この法律の施行地に当該保険の契約に係る事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの)を有するときにつては、当該営業所、事務所その他これらに準ずるもの。次号において同じ。」を加え、同項第九号を次のように改める。

九 法人税法第二条第二十九号(定義)に規定する集団投資信託又は同条第二十九号の二に規定する法人課税信託に関する権利については、これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在

第十九条の二第五項を次のように改める。

5 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠ぺい仮装行為に基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかつた場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の総額」とあるのは「相続税の総額で当該相続に係

る被相続人の配偶者が行つた第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額を当該財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に含まないものとして計算したもの」と、

「課税価格の合計額のうち」とあるのは「課税価格の合計額から当該相当する金額を控除した金額のうち」と、同号イ中「課税価格の合計額」とあるのは「課税価格の合計額から第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額（当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。）を控除した金額」と、同号ロ中「課税価格」とあるのは「課税価格から第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額（当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。）を控除した金額」とする。

第十九条の二に次の二項を加える。

6 前項の「隠ぺい仮装行為」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が行う行為で当該財産を取得した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することをいう。

第二十一条の六第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項と

し、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前二項に定めるもののほか、贈与をした者が第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当するか否かの判定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項、第三十一条第二項、第三十二条第七号及び第三十五条第二項第五号中「第三条の二」を「第四条」に改める。

第四十一条第二項第三号中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第五十九条第一項中「第三条第一項第一号に規定する」を削り、「もの、」を「もの又は」に、「同条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、「又は引き受けた信託」を削り、同項ただし書を次の